

消費者だより

2024年2月号

屋根工事の点検商法のトラブルが増加中！

巧みな勧誘トークで近づき、点検後に不安をあおって高額な契約を迫る事例が増えています。特に高齢者は注意をし、典型的な勧誘トークを知って未然にトラブルを防ぎましょう。

■こんな勧誘トークに注意

親切を装う

「近所に建設現場があるので、工事のご挨拶に来ました」

「屋根の板金が浮いているみたいです。良かったら無料で点検しますよ」

不安をあおる

「すぐに修理した方が…。このままだと台風が来たら雨漏りしますよ」

「屋根が飛んだら近所の人や建物にも迷惑がかかりますよ」

お得だと嘘をいう

「この場で契約するなら屋根工事の代金を特別に安くしますよ」

「保険金を使って屋根の修理をすればいいじゃないですか」

■消費者へのアドバイス

- ・ 突然訪問してきた業者には、安易に屋根点検をさせないようにしましょう。
- ・ 一人で決断して契約をせず、信頼できる業者に見積もりを取り、家族にも相談して十分に検討しましょう。
- ・ 屋根工事に、保険金を利用できるというトークには気をつけましょう。
- ・ 契約後でも、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合もあります。

困ったことがあれば、消費生活センターへ相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314(相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)